

国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

宮代町国民健康保険条例（抜粋）

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

（市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称）

第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、宮代町国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)とする。

（協議会の委員の定数）

第2条の2 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

宮代町国民健康保険に関する規則（抜粋）

第2章 国民健康保険運営協議会

（所掌事項）

第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- （1） 一部負担金の負担割合に関する事項
- （2） 保険税の賦課方法に関する事項
- （3） 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- （4） 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- （5） その他国民健康保険事業の運営上重要なものと認められる事項

（委員の再任）

第2条の2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。

ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合は、この限りでない。

（会長の職務）

第3条 会長は、会務を総理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 協議会の招集は、会議の日の3日前までに、会議の内容、日時及び場所等を明示した書面を各委員に送達して行うものとする。

3 協議会は、条例第2条に掲げる委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（議事録）

第5条 会長は、議事録を作成しなければならない。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、住民課において処理する。

（委任）

第7条 第4条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。